

議案第 11 号

富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について、次のとおり提出する。

平成 15 年 6 月 25 日 提 出

富山地域合併協議会
会 長 森 雅 志

富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について

富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について、別紙のとおりとする。

富山地域合併協議会における合併協定項目及び協議方針について

合併協定項目は、次のとおりとする。

- 1 . 合併の方式に関する事
- 2 . 合併の期日に関する事
- 3 . 新市の名称に関する事
- 4 . 新市の事務所の位置に関する事
- 5 . 財産(債務を含む)及び公の施設に関する事
- 6 . 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 7 . 特別職の職員の身分の取扱いに関する事
- 8 . 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- 9 . 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- 10 . 地方税の取扱いに関する事
- 11 . 条例及び規則等の取扱いに関する事
- 12 . 組織及び機構に関する事
- 13 . 一部事務組合等に関する事
- 14 . 使用料・手数料等の取扱いに関する事
- 15 . 公共的団体等の取扱いに関する事
- 16 . 補助金、交付金等の取扱いに関する事
- 17 . 町・字名の取扱いに関する事
- 18 . 慣行の取扱いに関する事
- 19 . 国民健康保険事業の取扱いに関する事
- 20 . 介護保険事業に関する事
- 21 . 各種事務事業の取扱いに関する事
 - 1 企画議会関係
 - 2 財 務 関 係
 - 3 福祉保健関係
 - 4 市民生活関係
 - 5 環 境 関 係
 - 6 商工労働関係
 - 7 農林水産関係
 - 8 都市整備関係
 - 9 建 設 関 係
 - 10 教 育 関 係
 - 11 上下水道関係
 - 12 消 防 関 係
- 22 . 地域審議会に関する事
- 23 . 電算システム統合に関する事
- 24 . 新市建設計画に関する事

合併協定項目の協議方針は、次の内容を原則とする。

すり合わせが必要な項目については、「住民の具体的な判断材料」となるよう、次の内容を踏まえ協議する。

基本的な考え方

- (1) 平成15年3月26日、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村及び細入村の7市町村で取り交わした「富山地域合併協議会発足にあたっての確認書」等を尊重する。
- (2) 関係市町村のこれまでの歩み、個性豊かな地域づくりへの取り組みなどを尊重しつつ、合併の効果・メリットが発揮できるよう努める。
- (3) 住民生活に影響のある項目等は、情報公開の観点から、試算等に関する積極的な情報提供に努める。

協議の視点

- (1) 今後も、スリムで効率的な行政体を目指すという視点。
- (2) 住民の理解が得られるかの視点。
- (3) 合併後の新市の生活が、原則、従来 of 営みと変わらない、急激な変化をもたらさないという視点。